

## 平成27年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会 議事録

### 1 日時

平成28年3月7日（月） 14:00～15:10

### 2 場所

小倉リーセントホテル「ガーデンホール」  
（北九州市小倉北区大手町1-1-17）

### 3 出席者

#### （1）委員

公益代表 湯口部会長、渡邊委員、男澤委員、野田委員  
労働者代表 松永委員、山田委員、法本委員、富吉委員、木原委員  
使用者代表 野畑委員、宿輪委員、岡部委員、小谷委員、米田委員  
専門委員 久保田九州運輸局次長（代理 野田港運課長）  
橋本北九州市港湾空港局長（代理 中野港営部長）

#### （2）事務局等

福岡労働局  
金尾職業安定部長、安河内職業対策課長、竹之下職業対策課長補佐  
齋藤雇用指導開発係長、坂田雇用指導開発係主任

山口労働局  
梶村職業対策課長、高津高齢・障害者雇用対策係長

### 4 議題

- （1）議事録署名委員の指名について
- （2）港湾雇用安定等計画の施行状況について
- （3）その他

## 平成27年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会

平成28年3月7日（月）

（齋藤雇用指導開発係長）

定刻になりましたので、ただいまから平成27年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会を開会させていただきます。

私は本日議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます福岡労働局職業安定部職業対策課の齋藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

さて、本日の会議におきましては、公益代表委員が4名、労働者代表委員が5名、使用者代表委員が5名、合計14名の委員の方に出席いただいております。

これは、福岡地方労働審議会関門港湾労働部会運営規定第7条において定められております部会の成立要件である、委員及び臨時委員の3分の2以上の出席又は労働者代表、使用者代表及び公益代表の各委員・臨時委員の各3分の1以上の出席を満たしていることを報告いたします。

また、専門委員といたしましては、2名の委員のご出席をいただいているところでございます。

なお、公益代表委員であります公立大学法人下関市立大学准教授田中委員及び専門委員であります下関市港湾局阪田委員は、本日所用により

欠席である旨併せてご報告いたします。

議事に入ります前に、当部会の運営に関しましてご説明をさせていただきます。

当部会は原則として公開の会議となっております。そのため、当部会は傍聴ができることとなっており、その議事録等も公開の対象となっております。

そのため議事録につきましては、発言者の名前を含み福岡労働局ホームページに公開することとしておりますので、あらかじめご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第の2番、福岡労働局職業安定部長の金尾が、委員の皆様にご挨拶申し上げます。

**(金尾職業安定部長)**

改めまして福岡労働局職業安定部長の金尾でございます。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、福岡地方労働審議会関門港湾労働部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃から関門港における港湾労働行政の運営につきまして多大なるご理解とご協力をいただきまして、この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて現下の雇用失業情勢でございますが、福岡におきましては1月の有効求人倍率は1.20倍、それから山口におきましては1.35倍と、前年同月比に比べかなり向上しており、着実に改善が見られる状況となっております。

また、福岡の北九州地域においては1.24、下関地域は1.69と、地域でも高い数値となっているところでございます。

港湾労働対策でございますが、現在は平成26年4月から施行されている「港湾雇用安定等計画」に基づき、各種施策を行っているところでございます。なお、当該計画の期間は中長期的な視点から施策することとなっております、平成26年度から平成30年度までの5か年計画ということになっております。

本日の当部会では、関門港における港湾雇用安定等計画の施行状況、それから平成26年度及び27年度における港湾労働の状況及び雇用秩序維持関係の取組などについて、説明をさせていただきます。

その後関門港の現状や課題等について、委員の方々から忌憚のないご意見をいただきたいと思いますので、本日はよろしく願いいたします。

**(齋藤雇用指導開発係長)**

続きまして、次第の3、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

皆様のお手元にお配りしております資料の1ページに委員名簿を付けておりますので御覧いただきたいと思います。それでは私のほうからこの名簿順に沿ってご紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、大変恐縮でございますがその場でご起立をいただきますようお願いいたします。

まず公益代表委員といたしまして、湯口委員でございます。

同じく渡邊委員でございます。

同じく男澤委員でございます。

同じく野田委員でございます。

続きまして労働者代表委員といたしまして、松永委員でございます。

同じく山田委員でございます。

同じく法本委員でございます。

同じく富吉委員でございます。

同じく木原委員でございます。

続きまして使用者代表委員といたしまして、野畑委員でございます。

同じく宿輪委員でございます。

同じく岡部委員でございます。

同じく小谷委員でございます。

同じく米田委員でございます。

続きまして専門委員の代理出席といたしまして、久保田委員の代理の野田港運課長でございます。

同じく橋本委員の代理の中野港営部長でございます。

委員の紹介は以上になります。

続きまして、議事次第の4、部会長及び部会長代理の選出でございますが、部会長の選出については、地方労働審議会令第6条第5項におきまして「当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員が選挙する」と規定されております。どなたかご推薦いただけませんかでしょうか。

推薦はございませんか。

特に推薦が無いようですので、事務局から提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**【異議なし】**

それでは、当部会の部会長は湯口委員にお願いします。また、部会長代理の選出につきましては、同審議会令第6条第7項におきまして「当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する」ということになっておりますが、湯口部会長どなたかご指名をお願いします。

(湯口委員)

それでは、渡邊委員にお願いいたします。

(齋藤雇用指導開発係長)

それでは、部会長を湯口委員、部会長代理を渡邊委員にお願いいたします。ではここで、湯口部会長にご挨拶をお願いいたします。

(湯口部会長)

ただ今部会長に選出されました湯口と申します。

部会委員の皆様方並びに関係者の方々におかれましては、御多忙のところ本日の部会に御参加いただき、誠にありがとうございます。

近年港湾労働を取り巻く環境につきましては、皆様御承知のとおり、規制改革の影響、近代的荷役の進展、波動性への対応等大きく変化しているところであります。

このような中で港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上については改善が進みつつあるものの、なお改善すべき状況にあり、雇用秩序を維持したうえで、抱える諸問題を解決していくためには、「港湾労働法」及び昨年度策定された「港湾雇用安定等計画」に基づく港湾労働対策を確実に推進していくことが重要でございます。

本日は、関門港における港湾雇用安定等計画の施行状況、港湾労働の

状況及び雇用秩序維持関係の取組について事務局から説明をいただき、その後皆様方の御意見、御質問を頂戴いたしたいと考えております。

皆様方の御配意により部会の議事が円滑に進行されるようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

**(齋藤雇用指導開発係長)**

ありがとうございました。

それでは、議事に入りますので、湯口部会長、進行をよろしくお願いいたします。

**(湯口部会長)**

ではよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、本日の部会の傍聴希望者が7名いらっしゃいますが、よろしいでしょうか。

**【委員の了解を得る】**

では異議なしということで、ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、議題の（１）「議事録署名委員の指名」でございます。

運営規定の第６条に「部会の議事録については部会長及び部会長の指名した委員及び臨時委員２名が署名するものとする」とされておりますので、私のお他委員２名を指名させていただきます。

労働者代表の松永委員と使用者代表の野畑委員にお願いしたいと存じたいが、よろしいでしょうか。

**【異議なし】**

ありがとうございます。

では、承認を受けましたので、松永委員、野畑委員よろしくお願いいたします。

続きまして議題の（２）「港湾雇用安定等計画の施行状況について」事務局よりご説明をお願いします。

**（竹之下職業対策課長補佐）**

福岡労働局職業安定部職業対策課長補佐の竹之下と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題２の「港湾雇用安定等計画」の施行状況について、「関門港における港湾労働の状況について」と「関門港における雇用秩序維持関係の取組について」の２点につきましてご説明申し上げます。

港湾雇用安定等計画につきましては、先ほどからも出ておりますように、昨年度から新計画が始まっております。これからご説明する内容は新計画の初年度でありました平成26年度と、今年度の12月までにおける港湾雇用安定等計画に基づく施行状況についてご説明いたします。

まずお手元の配布資料をご覧ください。

まず1ページに本部会の委員名簿、2ページから3ページに本部会運営規定、4ページに福岡地方労働審議会の委員名簿、5ページから8ページに審議会運営規定及び9ページから11ページに地方労働審議会令を載せております。

この部分に関する説明は割愛させていただきますので、後ほどご覧になってください。

次にお手元の資料12ページをご覧くださいませでしょうか。

これは「港湾労働者派遣事業許可事業所の状況」をまとめた表でございまして、平成27年12月末現在の関門港における事業免許ごとの許可事業所数を計上したものでございます。

門司港は事業免許数14件、実事業所数12事業所、小倉港は事業免許数7件、実事業所数6事業所、若松港は事業免許数8件、実事業所数も8事業所、戸畑港は事業免許数3件、実事業所数も3事業所、八幡港は事業免許数5件、実事業所数も5事業所となっており、北九州港全体

で事業免許数は37件、実事業所数は34事業所となっております。これは昨年度と変わっておりません。

また、下関港で事業免許数は1件、実事業所数も1事業所となっており、関門港全体では事業免許数は38件、実事業所数は35事業所と、関門港全体で見ましても、昨年度と同じ数字となっております。

次に13ページをお願いします。

「関門港における港湾労働者就労状況」についてご説明いたします。

港ごとの企業常用、派遣労働者及び日雇労働者の就労延数について、上から、平成22年度から平成26年度については各年度の平均値を、平成27年度については、4月から12月までの平均値を計上し、また、その下段には平成26年度については月ごと、平成27年度についても、同様に12月までの月ごとの状況を計上しております。

まず、港湾労働者全体の就労延数でございますが、平成25年度の平均値と平成26年度の平均値を港ごとに比較すると、下関港はプラス202、門司港はプラス159、小倉港はマイナス589、若松港はプラス157、戸畑港はプラス21、八幡港はプラス908であり、関門港全体ではプラス859、約1.9%の増加となっております。

また平成26年度の平均値と平成27年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、下関港はマイナス291、門司港はマイナス204、

小倉港はプラス 229、若松港はプラス 68、戸畑港はプラス 134、八幡港はプラス 185、関門港全体ではプラス 120 で、わずかに増加となっております。

次に企業常用の港湾労働者の就労延数でございますが、平成 25 年度の平均値と平成 26 年度の平均値を港ごとに比較すると、下関港はプラス 169、門司港はプラス 152、小倉港はマイナス 547、若松港はプラス 127、戸畑港はプラス 21、八幡港はプラス 985 であり、関門港全体ではプラス 907、約 2% の増加となっております。

また平成 26 年度の平均値と平成 27 年度 12 月までの平均値を港ごとに比較すると、下関港はマイナス 208、門司港はマイナス 195、小倉港はプラス 130、若松港はプラス 92、戸畑港はプラス 134、八幡港はプラス 159、関門港全体ではプラス 114 で、わずかに増加となっております。

続きまして、派遣労働者の平均就労延数について、ご説明致します。

平成 25 年度の平均値と平成 26 年度の平均値を港ごとに比較しますと、下関港はプラス 5、門司港もプラス 42、小倉港はマイナス 39、若松港はプラス 13、戸畑港はプラスマイナス 0、八幡港はマイナス 30、関門港全体ではマイナス 9、約 1.5% の減少となっております。

また平成 26 年度の平均値と平成 27 年度 12 月までの平均値を港ご

とに比較すると、下関港はマイナス4、門司港はマイナス18、小倉港はプラス104、若松港はマイナス35、戸畑港はプラスマイナス0、八幡港はマイナス60、関門港全体ではマイナス13、約2.1%の減少となっております。

派遣労働者の平均就労延数は、平成22年度から24年度までは増加し、25年度から26年度、27年度12月までは減少傾向にあるところでございます。

続きまして、日雇労働者の平均就労延数について、平成25年度の平均値と平成26年度の平均値を港ごとに比較すると、下関港はプラス27、門司港はマイナス35、小倉港はマイナス2、若松港はプラス18、戸畑港はプラスマイナス0、八幡港はマイナス47、関門港全体ではマイナス39、約3%の減少となっております。

また平成26年度の平均値と平成27年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、下関港はマイナス79、門司港はプラス7、小倉港はマイナス5、若松港はプラス11、戸畑港はプラスマイナス0、八幡港はプラス86、関門港全体ではプラス20、約1.5%の増加となっております。

日雇労働者の就労延数につきましては、平成22年度から24年度までは増加しておりましたが、25年度、26年度は減少し、27年12

月までは再び増加傾向にあるところでございます。

以上、関門港における港湾労働者の就労状況を各雇用形態における就労延数との関係で見ますと、25年度から26年度、27年度12月までは企業常用で増加し、派遣労働者は減少、日雇労働者は25年度から26年度は減少し、27年12月までは再び増加しているところでございます。

次の14ページをご覧ください。

これは13ページの表を基に、年度ごとの関門港全体の平均就労延数をグラフで表したのですが、全体的に見て平成22年度から平成27年度12月までの数値は増加が続いており、平成22年度と平成27年12月までの平均値を比較すると約5.6%増加しております。

続きまして15ページをご覧ください。

「関門港における日雇労働者就労状況」についてご説明いたします。

これは、先ほどご説明した13ページの日雇労働者就労延数の内訳について、「安定所紹介」、「直接雇用」を分けて計上したものでございます。

表の右の「直接雇用」の港ごとの平成25年度平均値と平成26年度平均値について比較しますと、下関港はプラス30、門司港はマイナス35、小倉港はマイナス2、若松港はプラス18、戸畑港はプラスマイナス0、八幡港はマイナス47、関門港全体ではマイナス37、約3%

の減少となっております。

また平成26年度の平均値と平成27年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、下関港はマイナス83、門司港はプラス7、小倉港はマイナス5、若松港はプラス11、戸畑港はプラスマイナス0、八幡港はプラス86、関門港全体ではプラス17、約1.3%の増加となっております。

次の16ページをご覧ください。

これは年度ごとの日雇労働者の平均就労延数をグラフで表したのですが、平成22年度から24年度までは増加し、25年度から26年度は減少、27年度12月までは再び増加しているところでございます。

次に17ページをご覧ください。

平成26年度「常用港湾労働者就労状況調」でございます。

港湾運送の業務に従事される常用労働者の方につきましては、氏名や期間などをハローワークに届け出ていただきまして、ハローワークはこの常用港湾労働者の方に港湾労働者証を交付し、労働者は携帯することとされているところですが、この常用港湾労働者の就労実人員、就労延べ数、平均就労日数を掲載しています。

平成21年度から平成25年度は各年度別の月平均を、平成26年度は各月別に港ごと及び北九州港計を一覧にしたものであります。

次の18ページは同様に下関港、関門港全体について表にしたもの  
あります。

17ページに戻りまして、平成26年度の平均就労日数を平成25  
年度の日数と各港別に比較してみますと、門司港は平均18.8日で前  
年度の18.4日と比べると0.4日増加しております。小倉港は  
13.5日で前年度と比べ増減はありません。若松港は14.6日で前  
年度と比べると0.2日減少しております。戸畑港は21.4日で前年  
度と比べ1.2日増加しております。八幡港は14.3日で前年度と比  
べると0.4日減少しております。北九州港では15.7日で前年度と  
比べ増減はありません。

18ページに移りまして、下関港は17.8日で前年度と比べると  
0.4日増加しております。関門港全体でみると平均就労日数は  
15.9日で前年度と比べ増減なしとなっております。

次に19ページをご覧ください。

こちらは平成27年12月までの「常用港湾労働者就労状況調」でご  
ざいます。先ほどの説明と同じように就労実人員、就労延べ数、平均就  
労日数を掲載しています。

平成22年度から平成26年度は各年度別の月平均を、平成27年度  
は12月までの各月別に港ごと及び北九州港計を一覧にしたものであり

ます。

次の20ページは同様に下関港、関門港全体について表にしたもの  
あります。

19ページに戻りまして、平成27年度の平均就労日数を、平成  
26年度の日数と各港別に比較してみますと、門司港は平均18.6日  
で前年度の18.8日と比べると0.2日減少しております。小倉港は  
13.9日で前年度と比べると0.4日増加しております。若松港は  
14.2日で前年度と比べると0.4日減少しております。戸畑港は  
21.4日で前年度と比べると増減はありません。八幡港は14.4日  
で前年度と比べると0.1日増加しております。北九州港では15.7  
日で前年度と比べ増減はありません。

20ページに移りまして、下関港は17.0日で前年度と比べると  
0.8日減少しております。関門港全体でみると平均就労日数は  
15.9日で前年度と比べ増減はありません。

次に21ページをご覧ください。

「常用港湾労働者数の推移」でございます。

先程の説明と重複いたしますが、これはハローワークが交付いたしま  
した港湾労働者証の枚数をカウントしたものでございまして、常用港湾  
労働者として関門港で港湾業務に従事していらっしゃる方の人数の推移

につきましては、平成21年度から25年度までは、各年度末現在の港湾労働者証所持者数を、平成26年度は各月末の数を計上しております。

平成25年度末と平成26年度末の数字を比較してみますと、関門港全体では3,389人から3,464人でプラス75人となっております。

各港別に平成25年度末と平成26年度末を比較してみますと、門司港はプラス1人、小倉港はマイナス38人、若松港はプラス28人、戸畑港はプラス6人、八幡港はプラス75人、下関港はプラス3人となっております。

また、常用港湾労働者数の横の（ ）に派遣対象労働者数を内数で計上しております。

常用港湾労働者数と同様に派遣対象労働者数を平成25年度末と平成26年度末の数で比較してみますと、関門港全体では1,061人から1,128人でプラス67人となっております。

各港別に平成25年度末と平成26年度末を比較してみますと、門司港はプラス1人、小倉港はプラス26人、若松港はプラス17人、戸畑港はプラス2人、八幡港はプラス18人、下関港はプラス3人となっております。

22ページ左側に関門港全体の常用港湾労働者数の推移を平成21～

25年度は年度ごと、平成26年度は月ごとに棒グラフにしたものを、右側には平成26年12月末現在の関門港全体に対する各港の常用労働者数の割合を円グラフにしたものを載せています。参考までに後ほどご覧ください。

23ページも21ページ同様「常用港湾労働者数の推移」について、27年度12月末までの数を計上しております。

平成26年度末と平成27年度12月末の数字を比較してみますと、関門港全体では3,464人から3,381人でマイナス83人となっております。

各港別に比較してみますと、門司港はマイナス35人、小倉港はプラス6人、若松港はプラスマイナス0人、戸畑港はプラス4人、八幡港はマイナス40人、下関港はマイナス18人となっております。

また、21ページ同様常用港湾労働者数の横の（ ）に派遣対象労働者数を平成26年度末と平成27年度12月末の数で比較してみますと、関門港全体では1,128人から1,090人でマイナス38人となっております。

各港別に比較してみますと、門司港はマイナス2人、小倉港はプラス4人、若松港はマイナス12人、戸畑港はマイナス4人、八幡港はマイナス24人、下関港はプラスマイナス0人となっております。

24ページも22ページ同様グラフを掲載しておりますので、参考までにご覧ください。

25ページから26ページにつきましては、「港湾労働者派遣状況一覧」となっております。

25ページは「平成26年度」、26ページは「平成27年度12月末の状況」について、「派遣締結数」及び「日雇労働者雇用数」をそれぞれ計上しております。

また、「日雇労働者雇用数」については、「安定所紹介」と「直接雇用」に分けて各港別に計上しております。

なお、港別の項目のなかに、洞海港とありますが、これは若松港、八幡港、戸畑港の3港をまとめたものとなっております。

25ページに戻りましてご説明いたしますと、港湾労働法では、事業主に雇用される常用労働者による荷役処理を原則としておりますところ、港湾運送の波動性に対応した企業外労働力につきましては、港湾労働者派遣制度に基づき派遣される他の事業主に雇用される常用労働者による労働力の需給の調整が原則とされているところでございます。

各港別に派遣締結数をみてみますと、門司港におきましては、平成25年度は3,332、平成26年度は3,836となっており、差し引きプラス504、小倉港におきましては、平成25年度は1,121、

平成26年度は653となっており、差し引きマイナス468、洞海港におきましては、平成25年度は2,796、平成26年度は2,588となっており、差し引きマイナス208、下関港におきましては、平成25年度は20、平成26年度は86となっており、差し引きプラス66となっております。

次にページ右の欄をご覧ください。

センター派遣あつ旋申込を行う港湾労働者派遣制度を利用したにもかかわらず、あつ旋が不調に終わるなど必要な労働力を確保できない場合には、安定所の紹介による日雇労働者の雇入れが認められておりますが、その安定所の紹介数は、平成26年度は787となっており、平成25年度の824よりマイナス37、4.5%の減少となっております。

ただ今安定所の紹介数をご説明申し上げましたが、安定所の的確な紹介が受けられない場合に限り日雇労働者の直接雇用が例外的な措置として認められているところでございます。手続きといたしましては、安定所に所定の届出をしていただいて日雇労働者の直接雇用が例外的に認められておまして、表の一番右側、直接雇用数がその数になります。

平成26年度は14,961となっており、平成25年度の15,412よりマイナス451、3.0%の減少となっております。

26ページをご覧ください。

平成27年度の派遣状況について4月～12月の状況を計上しております。

最下段の平成26年度12月末時点の合計と平成27年度12月末時点の合計を先ほどと同様に各港別に派遣締結数をみてみますと、門司港におきましては、平成26年度2,803、平成27年度2,720となっており、差し引きマイナス83、小倉港におきましては、平成26年度354、平成27年度1,420となっており、差し引きプラス1,066、洞海港におきましては、平成26年度2,060、平成27年度1,087となっており、差し引きマイナス973、下関港におきましては、平成26年度69、平成27年度23となっており、差し引きマイナス46となっております。

ページ右欄をご覧ください。

安定所の紹介数は、平成27年度12月末時点で633となっており、平成26年度12月末時点の575よりプラス58、約10%の増加となっております。

また、直接雇用数をみてみますと、平成27年度12月末時点は11,584、平成26年度12月末時点は11,449と、プラス135となっております。

派遣実績については、関係者の皆様のご協力により、一定の数字を残

しているところでございますが、港湾雇用安定等計画では、港湾労働者派遣制度による効率的かつ的確な労働力の需給調整を実施するため港湾労働者雇用安定センターが行う労働者派遣契約のあっせんに協力するよう努める旨の項目がございます。今後とも港湾労働者派遣制度の積極的な活用について、ご理解・ご協力をお願いいたします。

次に27ページ、28ページに、平成26年度及び平成27年度12月までの「港湾運送に係る荷役機械（小型フォークリフト）の借受状況」をまとめたものを掲載しておりますので後ほどご覧になってください。

続きまして、29ページから32ページは港湾労働雇用秩序関係資料となっております。

29ページをご覧ください。

1「立入検査、現場パトロールの実施状況」について、平成23年から平成27年までの5年分を計上しております。

この数字は主に現場パトロールの数となっており、平成26年の実施回数は175回、実施事業所数は516事業所、平成27年の実施回数は198回、実施事業所数は683事業所となっており、現場査察に取り組んでいるところでございます。

なお、平成27年小倉所及び八幡所にて違反事業所が1ずつあがっております。

2 「事業所訪問指導の実施状況」につきましても同様に、平成23年から平成27年までを計上しております。

この数字は事業所訪問により事業所を指導した結果をあげております。

平成26年は延べ25回、20事業所、平成27年は延べ7回、3事業所に対して行っております。

小倉所及び下関所において平成27年に事業所訪問指導の実施数が上がっていないのは、現場パトロール等を行った際に、訪問指導を行う必要性のある事業所や事象が見受けられなかったため、訪問指導までは至っていないということになっております。

次に3 「雇用管理者の選任届の状況」です。

関門港におきましては平成27年12月末現在、81事業所、100%の事業所に選任していただいております。

また4 「雇用管理者研修等の開催状況」です。

平成23年度から平成27年度を計上しており、今年度は2月9日に開催され、参加事業所は記載のとおりでございます。

続きまして、30ページをご覧ください。

5 「共同パトロールの実施状況」です。

共同パトロールは年2回実施しており、平成26年度は7月2日と、港湾労働法遵守強化旬間中の11月28日に、平成27年度は7月15

日と、港湾労働法遵守強化旬間中の11月24日に実施いたしました。

内容でございますが、関門港港湾雇用秩序連絡会議委員及び関係行政職員等により各港運協会の協力を得まして、資料に挙げております各地区の岸壁をパトロールしたところでございます。

31ページに移りまして、港湾労働法遵守強化旬間行事一覧です。

平成26年度と平成27年度の旬間中に実施した行事等を掲載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

最後に32ページ、各会議開催状況であります。

まず、福岡労働審議会関門港湾労働部会ではありますが、平成26年度につきましては、平成27年3月5日に開催いたしました。

次に、関門港港湾雇用秩序連絡会議でございますが、平成26年度「第46回」は平成26年6月23日に開催いたしました。平成27年度「第47回」については、平成27年6月24日に開催しております。

以上をもちまして「港湾雇用安定等計画の施行状況について」の説明を終わらせていただきます。

**(湯口部会長)**

お疲れ様でした。ただ今の事務局からの説明に関して、ご質問、ご意見等はございましたらお願いいたします。

## (野畑委員)

門司港運の野畑です。

資料の29ページに現場パトロールの実施状況が載っておりまして、その中で平成27年違反事業所数が小倉所と八幡所で1ずつ上がっておりますが、これがどういう違反なのか、事例は発表できませんか。

## (竹之下職業対策課長補佐)

概略を申し上げますと、まず八幡所の分につきましては、港湾労働派遣は一人ひと月あたり7日以内の日数ということで定められているところですが、それを超えて同一の派遣労働者に派遣業務を行わせていたものでございます。

次に小倉所の分につきましては、事業所名は申し上げられませんが、ある事業者が正しい手続きを行わずに、日雇労働者を直雇いして、港湾作業を行わせていたものという内容でございます。違反内容としましては港湾労働法第10条違反ということになりまして、雇用安定センターへの派遣依頼や、安定所に日雇求人の届出を行わずに直雇いしていたものでございます。

当該事業者につきましては、安定所に来ていただいて事情確認を行い、事業所も違反行為を認めた、ということでございます。定められた手続きを行い、日雇労働者を雇用するように指導を行っております。その後

も確認をしておりますが、それ以降違反は発生しておらず、是正されているものと考えております。

**(野畑委員)**

ありがとうございました。

**(湯口部会長)**

他に何かご意見、ご質問ございますか。

ご意見ご質問ございませんか。

では、他に無いようですので、議題（3）その他に移りたいとおもいます。本日は特にその他としての議題を設けておりませんので、港湾労働対策に関するご意見ご質問等、あれば何でも結構ですので、何かありませんでしょうか。

**(山田委員)**

はい。私も関門港の雇用秩序を守る立場で質問というか意見をさせていただきたいと思います。

先ほど29ページの違反事例もありました通り、港湾労働者証の色分けが進められているという情報を聞いておりますが、どのような時期、どのような感じで行われていくのか、詳細が分かれば報告をお願いいた

します。

**(竹之下職業対策課長補佐)**

港湾作業を行う労働者の方に限って港湾労働者証を交付し、ヘルメットに貼付することで一般労働者との区別、確認を行っているところでございます。

港湾労働者証の色分けについて、でございますが、現時点で厚生労働省本省に、実施に向けてどの程度進んでいるか確認したところ、本省としましては「実施に向け検討を行っている。今後関係者に意見照会を行って、実施に向け具体的に調整していく。」ということ聞いております。

具体的に、日程と言いますか実施時期までは、決まっていないところでございます。この程度しか、今のところ労働局としては把握しておりません。

また、今後この色分けにつきましては、本省にも情報収集を行っていきたいと思っておりますので、詳細につきましては、分かり次第皆様方に情報提供を行っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**(湯口部会長)**

今の説明でよろしいでしょうか。

(山田委員)

はい。

(湯口部会長)

他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

【意見、質問なし】

(湯口部会長)

他にご質問、ご意見、ご要望はございませんか。

よろしいでしょうか。

他にご意見がないようですので、本日の部会はこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。